第 250 回	₩₽₩₩₩₩₽₩₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽₩₽		
第 250 回	都市懇サロン第 250 回 WEB 講習		
都市懇サロン	「令和3年度国土交通省都市局関係予算や流域治水関連法案などについ		
レポート	7]		
講師	講師: 国土交通省都市局都市計画課 企	開催日	令和 3 年 5 月 18 日(火)
	画専門官 犬飼 武さん		18 : 00~20 : 00
講 師 プロフィール	令和2年4月	- 6	
	国土交通省都市局都市計画課 企画専門	- 3	
	官(現在に至る。)	3	30
		4	
		1	
	◇令和 3 年度国土交通省都市局関係予算について(コンパクトシティ、ウォーカブ		
	ル推進に関する支援制度の紹介ほか R3 年度都市局関係予算内訳など)		
お話の概要	立地適正化計画に基づく区域内の誘導施設及び公共公益施設の整備等を総合的・集		
	中的に支援するため、R2 年度より新たに都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)		
	を創設。コンパクトシティプラスネットワーク(立地適正化計画と地域公共交通網形		
	成計画等の調和)で、効率的で持続可能なまちづくりを目指し、取組を行う市町村等		
	を支援する制度である。現在、全国市町村のうち、都市の規模に関わらず、立地適		
	正化計画の策定に向けた具体的な取組を行っている都市が 581 都市、そのうち 381		
	都市で作成・公表している。また、防災・減災の観点から立地適正化計画に「防災		
	指針」作成を位置づけ、防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定や具体的		
	な取組等(災害ハザードエリアからの移転促進、居住エリアの安全性強化、避難場		
	所の確保)を支援し、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進してい		
	る。ウォーカブルの推進においては、R2 年度「居心地が良く歩きたくなる」まちな		
	かづくり支援制度の創設に伴い、官民連携によるウォーカブル空間の創出に関する		
	取組、オープンスペースの充実、テレワーク拠点整備等の取組に対する支援を行う。		
	◇流域治水関連法について		
	近年の自然災害の激甚化・頻発化(令和テ	元年東日本台風~	や令和2年7月豪雨等)に対
	応すべく、 ハード整備の加速化・充実や	治水計画の見直	しに加え、上流・下流や本
	川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域	自治体、企業・	住民等、あらゆる関係者が
	協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法」を		
	整備し、防災・減災対策の更なる強化を行う。		
	立地適正化計画のなかで居住誘導区域に災害レッドゾーンを含んでいる場合、都市		
意 見 交 換	計画法第 34 条第 11 号の条例に基づく区	域を明示してい	ない等、適用除外の要件を
の概要	設けている。防集事業におけるレッドゾーン(移転促進区域) の要件拡充や整備費		
	補助など主に防災・減災の各制度の特徴や支援内容に関する意見交換があった。		
	法改正の実施や各種支援制度が充実しており、多くの市町村等が計画の実現に向け		
記録者の	者 の て各支援を積極的に活用し、まちづくりを一から見直す機会となり、様々な視点・		
ひとこと	アイディアにより、各々が特色あるまちづくりを展開していけば良いと思う。		
•			